

I 常時監視について

1. 常時監視制度の概要

農用地土壌汚染防止法では、全国での統一的な調査結果が必要として、都道府県知事に農用地の土壌汚染状況について常時監視することを委託（法定受託事務）しています。ここでいう「常時監視」とは、都道府県がその年に行った調査の結果のみならず、市町村が行った調査の結果や、過去に行った調査の結果などから土壌の汚染の状況を把握していることを指しています。

調査を行う場合の常時監視の方法としては、「2. 調査の種類」の調査法を定めており、それぞれ各都道府県の実情に合わせて必要な調査が行われております。

2. 調査の種類

(1) 細密調査

汚染のおそれがある地域において適宜ほ場を変えながら、汚染の広がりと程度を把握する調査。概況調査と精密調査を行う。

ア. 概況調査

調査対象地域の概況等につき調査するものです。

イ. 精密調査

概況調査の結果を参考に、調査対象地域について農用地面積おおむね 2.5ha に 1 点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場における農作物の生育収量状況について調査するとともに、当該調査ほ場の土壌及び農作物を採取し、その中に含まれる特定有害物質等の量の分析測定を行うものです。

(2) 対策地域調査

対策地域内及びその周辺において地点を定めて、農作物や周辺環境の汚染と地質の状況を把握する調査。対策地域内調査と対策地域関連調査を行う。これにより、農用地土壌汚染対策の効果を確認し、地域指定の解除を行う。

ア. 対策地域内調査

対策地域内のおおむね 25ha に 1 点の割合で調査ほ場を選定し、地域の概況を調査するとともに、水、大気、土壌及び農作物中の特定有害物質の量を経時的に観測する試験を行います。

イ. 対策地域関連調査

対策地域外においても、汚染状況を把握するために必要があれば（1）の細密調査や対策地域内調査と同様の調査を行うことができます。

(3) 解除地域調査

地域指定が解除された地域において地点を定めて、再汚染の有無を確認する調査。概況調査とほ場調査を行う。

ア. 概況調査

調査対象地域の概況等につき調査するものです。

イ. ほ場調査

地域の水利条件や対策工事の工法などを考慮して調査ほ場を選定し、水、大気、土壌及び農作物中の特定有害物質の量を経時的に観測する試験を行います。

なお、土壌及び農作物に含まれるカドミウムの分析測定方法は「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和 46 年農林省令第 47 号）」、土壌に含まれる銅の分析測定方法は「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）」、土壌に含まれる砒素の分析測定方法は「農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）」によります。

3. 平成19年度の施行状況

平成 19 年度に行われた常時監視のための調査の結果は、以下のとおりです。

(1) 細密調査

ア. カドミウムに係る調査

1 県 5 地域 45.48ha を対象としてカドミウムに係る細密調査が行われました。

このうち、玄米については 18 地点で調査が行われ、基準値（玄米中カドミウム濃度 1.0mg/kg）以上が検出された地域はありませんでした。

また、土壌については 6 地点で調査が行われ、最高値は 2.13mg/kg でした。

イ. 銅に係る調査

調査した地域はありませんでした。

ウ. 砒素に係る調査

調査した地域はありませんでした。

(2) 対策地域調査

5 県 7 地域において対策地域調査が行われた結果、各特定有害物質につき基準を超過する事例は見つかりませんでした。

(3) 解除地域調査

1 県 1 地域において解除地域調査が行われた結果、各特定有害物質につき基準を超過する事例は見つかりませんでした。